

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 9 月 16 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541022607285574260
541022608141000070
541032608121010090
541032608131010050
541042608045548780
541042608085539970
541052607140060030
541052608125551380
541052608130070010
541162607240090120
541162607270220120
541162607290070060
541162607290140050
541162607300270130
541162607300290080
541162607310020010
541162608010100180
541162608020270110
541162608040180020
541162608050120070
541162608060140040
541162608070140080
541162608080170030
541162608120180040
541162608125558540

弁明通知書番号
541162608130020030
541162608130060170
541162608130080040
541162608130130020
541162608145521400
541162608145521470
541162608161020070
541172607221000040
541172607281000060
541182607185444390
541182608070010050
541182608100020050
541192608140010050
541212608085161990
541212608115395870
541212608140030040
541222607295541750
541222608131010070
541232608035538860
541232608111000070
541232608115185300
541232608135583740
541312607020010060
541312607210010050
541312608130010060

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。